

備前市監査委員告示第4号

令和3年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和3年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年8月30日

備前市監査委員 小野田 隼也
備前市監査委員 土 器 豊

所 管 部 署	教育総務課 (教育プロジェクト推進課)
---------	------------------------

【指導事項】	措 置 状 況
<p>目的外使用許可に伴う使用料は、複数の利用者が支払う通常の施設の使用料とは異なり、特定の団体が目的外使用するものであり、原則徴収すべきものであることから、使用料を算定するにあたり、その根拠法令や算出方法について、統一的な基準を策定したり、例外的に減免する必要がある場合は、統一的な減免基準等を整備したりするなど運用を改善する必要があると認められる。</p> <p>なお、減免を行う場合には、市全体としての減免総額を把握するためにも、本来徴収すべき使用料の算定を行ったうえで、減免を行うことが適切であり、目的外使用許可の手続きとは別に、利用者から減免申請書を提出させるなど使用料の減免に関する手続きを行うことも公平性及び透明性の観点から、検討する必要がある。</p>	<p>市長が特に必要があると認めたとして減免しているとされた事例（伊部小学校スクールバス巡回場）については、本来目的外使用ではないため、申請そのものが不要な事例であった。令和 4 年度からは本来の目的での使用であるため、申請書の提出も不要としている。</p>